

文言修正：現時点の条例・規則等の表記に合わせた文言修正  
 内容精査：現時点の条例・規則等との整合を図るもの  
 改正：内容の変更を伴う改正部分

○大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区基本方針

新	旧	備考
<p>1 地区に係る広告物に関する基本構想</p> <p>(1) 広告景観形成地区の名称 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区</p> <p>(2) 広告景観形成地区の区域 足柄上郡大井町の区域のうち、<u>県道小田原松田</u>の区域（同町西大井字下河原573番5地先から同町金手8番2地先までの延長2,794メートルの区間に限る。以下「大井町酒匂縦貫道路」という。）並びに大井町酒匂縦貫道路の東側路端から50メートル以内の区域（次に掲げるア、イ、ウ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域を含む。）及び大井町酒匂縦貫道路の西側路端以西の区域。ただし、酒匂川の河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域をいう。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた用途地域のうち第一種住居地域を除く。 ア 大井町酒匂縦貫道路の東側路端と足柄上郡大井町と小田原市との境界線との交点 イ アから足柄上郡大井町と小田原市との境界線に沿って東に57.8メートルの地点 ウ アから大井町酒匂縦貫道路の東側路端に対して北東に直角の方向に50メートルの地点</p> <p>(3) 広告景観形成地区指定の趣旨 本地区は、田園風景が広がり西側には酒匂川護岸土手の松並木、さらに遠くには富士・箱根連山、北側には丹沢山塊、東側には大磯丘陵などが望まれ、自然景観に大変恵まれた地域となっている。 現在、この地域に整備が進められている「酒匂縦貫道路」の供用開始後は、県西地域の南北方向の幹線道路としてかなりの交通量が見込まれると共に、屋外広告物（以下「広告物」という。）の増加が予想されることから、本地区の特徴である自然景観に調和した広告景観の形成を図るため、広告物について規制・誘導を行う。</p> <p>(4) 広告景観形成地区における広告物等規制又は指導・助言の基本的な考え方 ア 田園景観に調和した景観づくり イ 丹沢の山なみと調和した景観づくり</p> <p>2 地区に係る景観形成指針</p> <p>(1) 広告景観形成地区に係る許可基準 神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）別表第2及び別表第3にかかわらず、広告物の表示又は設置に関する基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 地区における景観形成推進のため広告物について指導・助言を行う事項 条例第6条に定める適用除外の広告物についても、(1)の基準に適合するよう指導・助言を行う。 この指導・助言事項は、<u>条例第41条の規定に基づく</u>ものである。</p>	<p>1 地区に係る広告物に関する基本構想</p> <p>(1) 広告景観形成地区の名称 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区</p> <p>(2) 広告景観形成地区の区域 足柄上郡大井町の区域のうち、<u>県道小田原松田線</u>の区域（同町西大井字下河原573番5地先から同町金手8番2地先までの延長2,794メートルの区間に限る。以下「大井町酒匂縦貫道路」という。）並びに大井町酒匂縦貫道路の東側路端から50メートル以内の区域（次に掲げるア、イ、ウ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域を含む。）及び大井町酒匂縦貫道路の西側路端以西の区域。ただし、酒匂川の河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域をいう。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた用途地域のうち第一種住居地域を除く。 ア 大井町酒匂縦貫道路の東側路端と足柄上郡大井町と小田原市との境界線との交点 イ アから足柄上郡大井町と小田原市との境界線に沿って東に57.8メートルの地点 ウ アから大井町酒匂縦貫道路の東側路端に対して北東に直角の方向に50メートルの地点</p> <p>(3) 広告景観形成地区指定の趣旨 本地区は、田園風景が広がり西側には酒匂川護岸土手の松並木、さらに遠くには富士・箱根連山、北側には丹沢山塊、東側には大磯丘陵などが望まれ、自然景観に大変恵まれた地域となっている。 現在、この地域に整備が進められている「酒匂縦貫道路」の供用開始後は、県西地域の南北方向の幹線道路としてかなりの交通量が見込まれると共に、屋外広告物（以下「広告物」という。）の増加が予想されることから、本地区の特徴である自然景観に調和した広告景観の形成を図るため、広告物について規制・誘導を行う。</p> <p>(4) 広告景観形成地区における広告物等規制又は指導・助言の基本的な考え方 ア 田園景観に調和した景観づくり イ 丹沢の山なみと調和した景観づくり</p> <p>2 地区に係る景観形成指針</p> <p>(1) 広告景観形成地区に係る許可基準 神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）別表第2及び別表第3にかかわらず、広告物の表示又は設置に関する基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 地区における景観形成推進のため広告物について指導・助言を行う事項 条例第6条に定める適用除外の広告物についても、(1)の基準に適合するよう指導・助言を行う。 この指導・助言事項は、<u>条例第15条の3第2項第2号の規定により定めるものであり、条例第15条の4に基づき指導・助言を行う</u>ものである。</p>	<p>・内容精査（県道表記の変更）</p> <p>・内容精査（現行条例に合わせて修正）</p>

新		旧		備考
別表 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区に係る許可基準		別表 (新設)		<ul style="list-style-type: none"> <li>内容精査（別表の表題を追加）</li> <li>文言修正（「はり紙」を「貼り紙」（常用漢字）に修正）</li> <li>文言修正（規則上は「あつては」の促音を大書き表記しているが、基本方針においては現在の仮名遣いに合わせて小書きに修正）</li> <li>内容精査（自家用広告物については、条例第6条及び規則第2条において規定されているため削除）</li> </ul>
広告物の種類等	基準	広告物の種類等	基準	
建築物の壁面を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1枚1平方メートル以内とすること。</li> <li>2 同一のものを連続して表示しないこと。</li> <li>3 容易に除却できる方法によること。</li> </ol>	はり紙等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1枚1平方メートル以内とすること。</li> <li>2 同一のものを連続して表示しないこと。</li> <li>3 容易に除却できる方法によること。</li> </ol>	
建築物から突出するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面（西側地区に<u>あつては</u>、3面）以下とすること。</li> <li>2 高さは、地上5メートル以下とし、かつ建築物の2階窓下以下とすること。</li> <li>3 壁面からはみ出さないこと。</li> <li>4 西側地区に<u>あつては</u>、西側に向いた壁面には表示又は掲出できない。</li> </ol>	建築物の壁面を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面（西側地区に<u>あつては</u>、3面）以下とすること。</li> <li>2 高さは、地上5メートル以下とし、かつ建築物の2階窓下以下とすること。</li> <li>3 壁面からはみ出さないこと。</li> <li>4 西側地区に<u>あつては</u>、西側に向いた壁面には表示又は掲出できない。</li> </ol>	
建築物から突出するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。</li> <li>2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。</li> <li>3 下端は、地上3メートル以上とすること。</li> <li>4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とすること。</li> <li>5 道路上に突出しないこと。</li> </ol>	建築物から突出するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。</li> <li>2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。</li> <li>3 下端は、地上3メートル以上とすること。</li> <li>4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とすること。</li> <li>5 道路上に突出しないこと。</li> </ol>	
建築物の上部から突出するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。</li> </ol>	建築物の上部から突出するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。</li> </ol>	
広告塔及び広告板	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。 (削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> </ol>	広告塔及び広告板	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>自家用広告物以外のものは、表示又は掲出できない。</u></li> <li>2 <u>表示面積は、5平方メートル以内とすること。</u></li> <li>3 <u>高さは、地上3メートル以下とすること。</u></li> <li>4 <u>道路上に突出しないこと。</u></li> <li>5 <u>西側地区にあつては、西向きのもは表示又は掲出できない。</u></li> <li>6 <u>西側地区にあつては、裏側が西向きとなるときは、周囲の景観に調和した色彩及び意匠とすること。</u></li> </ol>	
電柱及び街灯柱を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。</li> </ol>	電柱及び街灯柱を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。</li> </ol>	

新		旧		備考
自動車等の外面を利用するもの	<p>1 表示の位置は、前面以外とすること。 (削除)</p> <p>2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。</p>	電車、自動車等の外面を利用するもの	<p>1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>2 一の電車、自動車等についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。</p> <p>3 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>4 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。</p> <p>5 広告車に表示する場合は、1から4までの基準は、適用しない。</p>	<p>・改正（「電車」の記述を削除） → 従来、広告物の種類等を「電車、自動車等の外面を利用するもの」としていたが、当該地区内は鉄道の新線開業や延伸の予定は元々ないことから、<u>電車の記述を削除。</u></p> <p>・内容精査（規則別表第3に伴う内容精査） → 側面と後面の掲出可能面積の上限は、1.8㎡×2面+0.6㎡=4.2㎡であり、「一の電車、自動車等についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること」という規定と重複するため削除。</p> <p>・文言修正（「合計は、」及び「基準は、」の読点を削除、「1件」を「1件以内」に修正）</p>
広告塔及び広告板に類するもの	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>3 アーチ、立看板、のぼり旗及び案内板は、表示又は掲出できない。</p>	広告塔及び広告板に類するもの	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とし、<u>同一商店街においては、なるべく位置、形状及び規模を統一すること。</u></p> <p>2 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>3 アーチ、立看板、のぼり旗及び案内板は、表示又は掲出できない。</p>	<p>・改正（規則別表第3に伴う改正） → 「なるべく」という表現はあいまいであるため、<u>位置・形状・規模に関する基準を削除。</u></p> <p>なお、位置等の統一に関する規定は削除することとなるが、良好な景観の維持という趣旨については変わらないため、事業者に対しては、改正後も可能な限り看板の向きを揃える、位置や形状を統一するなど、景観に配慮して掲出するよう許可窓口である土木事務所を通して協力依頼を行う。</p>
標識利用するもの（道路標識を除く。）	<p>1 表示又は掲出できない。</p>	標識利用するもの（道路標識を除く。）	<p>1 表示又は掲出できない。</p>	
広告幕	<p>1 表示又は掲出できない。</p>	広告幕	<p>1 表示又は掲出できない。</p>	
備考	<p>1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物（自動車等の外面を利用するもの及びアドバルーンを除く。）の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。</p> <p>2 ネオン照明、点滅照明及び動光は、設置できない。</p> <p>3 一の広告物の表示面積の3分の1を超えて用いる色彩は、<u>彩度（日本産業規格Z8721に定める彩度をいう。）8以下とする。</u>ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。</p> <p>(削除)</p> <p>4 西側地区とは、<u>県道小田原松田</u>の西側路端以西の区域をいう。</p>	備考	<p>1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物（<u>電車、</u>自動車等の外面を利用するもの及びアドバルーンを除く。）の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。</p> <p>2 ネオン照明、点滅照明及び動光は、設置できない。</p> <p>3 一の広告物の表示面積の3分の1を超えて用いる色彩は、<u>日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル色票系」という。）に規定する彩度が8以下とする。</u>ただし、<u>電車、</u>自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。</p> <p>4 <u>自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住居、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置するものをいう。</u></p> <p>5 西側地区とは、<u>県道小田原松田線</u>の西側路端以西の区域をいう。</p>	<p>・改正（「電車」の記述を削除） → 従来、広告物の種類等を「電車、自動車等の外面を利用するもの」としていたが、当該地区内は鉄道の新線開業や延伸の予定は元々ないことから、<u>電車の記述を削除。</u></p> <p>・内容精査（日本工業規格は令和元年7月1日から日本産業規格に名称変更）</p> <p>・内容精査（「広告塔及び広告板」の基準で自家用広告物に関する規定を削除したことに伴い「自家用広告物」の説明を削除）</p> <p>・内容精査（県道表記の変更）</p>
(別図) 大井町における広告景観形成地区図 (略)		(別図) 大井町における広告景観形成地区図 (略)		

新旧対照表（案）

○大山バイパス周辺広告景観形成地区基本方針

新	旧	備 考
<p>神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第40条に基づき、大山バイパス周辺広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針を次のように定める。</p> <p>1 地区に係る広告物等に関する基本構想（条例第40条第2項第1号関係）</p> <p>(1) 広告景観形成地区の名称 大山バイパス周辺広告景観形成地区</p> <p>(2) 広告景観形成地区の区域 別図のとおり</p> <p>(3) 広告景観形成地区指定の趣旨 伊勢原市の大山地区では、かつての「大山詣り」の賑わいと風情が感じられる観光地づくりに取り組むため、地域団体等による「大山魅力再発見『平成大山講』プロジェクト」が進められており、県も「新たな観光の核づくり認定事業」として支援するなど、国際観光地「大山」の実現を目指した取組みが行われてきた。 また、平成28年には、「大山詣り」が、文化庁より日本遺産に認定されるなど、歴史的な魅力や地域の特性が高く評価されている。 こうした中、大山地区へのアクセス道路として整備を進めている県道611号「大山バイパス」は、現在、大山側の一部区間が供用され、今後、残りの未供用区間や、新東名高速道路の（仮称）伊勢原北インターチェンジ等の整備により、利用者の増加が見込まれていることから、これに伴い無秩序な屋外広告物の増加も懸念されている。 こうしたことを踏まえ、大山バイパス及びその周辺における良好な景観の維持、及び来訪者の適切な誘導案内を図るため、地域の特性などを踏まえた屋外広告物の規制・誘導を行うものである。</p> <p>(4) 広告景観形成地区における広告物等規制又は誘導の基本的な考え方 ア 歴史文化（大山詣りの風情）と調和した景観づくり イ 豊かな自然環境と調和した景観づくり</p> <p>2 地区に係る景観形成指針（条例第40条第2項第2号関係）</p> <p>(1) 広告景観形成地区に係る広告物等の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等の許可基準 神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、広告物の表示又は設置に関する基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 地区における広告物等の誘導を行うために必要な事項 条例第6条に定める適用除外の広告物についても、(1)の基準に適合するよう指導・助言を行う。 この指導・助言事項は、条例第41条の規定に基づくものである。</p>	<p>神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第40条に基づき、大山バイパス周辺広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針を次のように定める。</p> <p>1 地区に係る広告物等に関する基本構想（条例第40条第2項第1号関係）</p> <p>(1) 広告景観形成地区の名称 大山バイパス周辺広告景観形成地区</p> <p>(2) 広告景観形成地区の区域 別図のとおり</p> <p>(3) 広告景観形成地区指定の趣旨 伊勢原市の大山地区では、かつての「大山詣り」の賑わいと風情が感じられる観光地づくりに取り組むため、地域団体等による「大山魅力再発見『平成大山講』プロジェクト」が進められており、県も「新たな観光の核づくり認定事業」として支援するなど、国際観光地「大山」の実現を目指した取組みが行われてきた。 また、平成28年には、「大山詣り」が、文化庁より日本遺産に認定されるなど、歴史的な魅力や地域の特性が高く評価されている。 こうした中、大山地区へのアクセス道路として整備を進めている県道611号「大山バイパス」は、現在、大山側の一部区間が供用され、今後、残りの未供用区間や、新東名高速道路の（仮称）伊勢原北インターチェンジ等の整備により、利用者の増加が見込まれていることから、これに伴い無秩序な屋外広告物の増加も懸念されている。 こうしたことを踏まえ、大山バイパス及びその周辺における良好な景観の維持、及び来訪者の適切な誘導案内を図るため、地域の特性などを踏まえた屋外広告物の規制・誘導を行うものである。</p> <p>(4) 広告景観形成地区における広告物等規制又は誘導の基本的な考え方 ア 歴史文化（大山詣りの風情）と調和した景観づくり イ 豊かな自然環境と調和した景観づくり</p> <p>2 地区に係る景観形成指針（条例第40条第2項第2号関係）</p> <p>(1) 広告景観形成地区に係る広告物等の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等の許可基準 神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、広告物の表示又は設置に関する基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 地区における広告物等の誘導を行うために必要な事項 条例第6条に定める適用除外の広告物についても、(1)の基準に適合するよう指導・助言を行う。 この指導・助言事項は、条例第41条の規定に基づくものである。</p>	

新		旧		備考
別表 大山バイパス周辺広告景観形成地区に係る許可基準		別表 大山バイパス周辺広告景観形成地区に係る許可基準		
広告物の種類等	基準	広告物の種類等	基準	
建築物の壁面を利用するもの	貼り紙等	1 1枚1平方メートル以内とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却できる方法によること。	1 1枚1平方メートル以内とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却できる方法によること。	
	壁面に物件を設置するもの、又は壁面に直接表示するもの	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。	
建築物から突出するもの	建築物の壁面から突出するもの	1 一の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。 3 下端は、地上3メートル以上とすること。 4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とすること。 5 道路上に突出しないこと。	1 一の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。 3 下端は、地上3メートル以上とすること。 4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とすること。 5 道路上に突出しないこと。	
	建築物の上部から突出するもの	1 表示又は掲出できない。	1 表示又は掲出できない。	
広告塔及び広告板	1 次に掲げる広告物及び掲出物件以外は、表示又は掲出できない。 (1) 店舗等へ案内及び誘導をするための広告物であつて、当該案内及び誘導をする店舗等との距離が2キロメートル以内のもの (2) 国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの 2 表示面積は、5平方メートル以内とすること。 3 高さは、地上3メートル以下とすること。 4 道路上に突出しないこと。	1 次に掲げる広告物及び掲出物件以外は、表示又は掲出できない。 (1) 店舗等へ案内及び誘導をするための広告物であつて、当該案内及び誘導をする店舗等との距離が2キロメートル以内のもの。 (2) 国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの。 2 表示面積は、5平方メートル以内とすること。 3 高さは、地上3メートル以下とすること。 4 道路上に突出しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言修正（規則上は「あつては」の促音を大書き表記しているが、基本方針においては現在の仮名遣いに合わせて小書きに修正）</li> <li>・文言修正（「もの。」を「もの」に句点を削除）</li> </ul>	
電柱及び街灯柱を利用するもの	1 巻付け看板に限る。 2 1柱につき、1件以内とすること。 3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。 4 高さは地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。	1 巻付け看板に限る。 2 1柱につき、1件以内とすること。 3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。 4 高さは地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。		

路線バスの外面を利用するもの	次に掲げる基準のいずれかによるものとする。 1 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。 (2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 (3) 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。 2 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。 (2) 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。 (3) 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。 (4) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 (5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。 (6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。
	1 表示の位置は、前面以外とすること。 2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。 4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。
広告塔及び類	1 表示又は掲出できない。
路標(道標)を除く。用するもの	1 表示又は掲出できない。
広告幕	1 表示又は掲出できない。

備考 1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物(自動車等の外面を利用するものを除く。)の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。  
2 内部照明、ネオン照明、点滅照明及び動光は、設置できない。  
3 一の広告物のうち、写真、図画等の部分の表示面積は、全体の表示面積の3分の1以下とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。  
4 写真、図画等及び文字以外の部分に用いる色彩は、彩度3以下(日本産業規格Z8721に定める色相R、Y R及びYにあつては、彩度6以下)とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。

別図(区域図) (略)

4.2平方メートルを超えるものを除く。一の自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの(路線バス)	1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。 2 一の自動車等についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。 3 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。 4 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。 5 広告車に表示する場合は、1から4までの基準は、適用しない。
	1 表示の位置は、前面以外の外面とすることとし、当該路線バスの車体の窓から上部は、広告物の地色1色とすること。 2 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示できない。 3 運転者を幻惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示できない。 4 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置できない。 5 色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。
広告塔及び類	1 表示又は掲出できない。
路標(道標)を除く。用するもの	1 表示又は掲出できない。
広告幕	1 表示又は掲出できない。

備考 1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物(自動車等の外面を利用するものを除く。)の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。  
2 内部照明、ネオン照明、点滅照明及び動光は、設置できない。  
3 一の広告物のうち、写真、図画等の部分の表示面積は、全体の表示面積の3分の1以下とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。  
4 写真、図画等及び文字以外の部分に用いる色彩は、彩度3以下(日本産業規格Z8721に定める色相R、Y R及びYにあつては、彩度6以下)とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。

別図(区域図) (略)

・改正(規則別表第3に伴う改正)  
→ 従来、「表示面積の合計が4.2㎡を超えるかどうか」で基準を分けていたが、4.2㎡の規定を廃止することにより、後部のみなど車体一部に対するラッピング広告の掲出が可能となる。  
また、広告物の種類等を新たに「路線バス」と「路線バス以外の自動車等」の2つに分類する。

・内容精査(日本工業規格は令和元年7月1日から日本産業規格に名称変更)  
・文言修正(規則上は「あつては」の促音を大書き表記しているが、基本方針においては現在の仮名遣いに合わせて小書きに修正)